

2024年 8月21日
郵政ユニオン 交第2号

日本郵便株式会社
代表取締役社長兼執行役員社長
千田 哲也 殿

郵政産業労働者ユニオン
中央執行委員長 日巻 直映

第13回定期全国大会要求書

郵政産業労働者ユニオンは7月5日～6日に開催した第13回定期全国大会において、職場から出された切実な意見・要求について議論し、以下の要求を決定しました。会社として真摯に検討し、9月24日までに誠意ある回答を求めます。

記

I 増員等に関する要求

- 1 要員不足解消のための具体的対策を明らかにすること
- 2 超過勤務に依存することなく一日8時間で終わる業務内容に改善するとともに、必要な要員については正社員で確保すること

II 人権に関する要求

- 1 人権侵害であるロッカーや私物カバンの点検についてはすぐにやめること。
なお、この施策導入後の犯罪件数の推移を明らかにし、犯罪抑止につながっているのか会社の見解を示すこと
- 2 パワハラ、セクハラなどのハラスメント根絶に向けた具体的な対策を明らかにすること
- 3 カスタマーハラスメント対策の一環として、全国の自治体や金融機関等ではネームプレートを名字表記に切り替えている。日本郵便においても名字表記への切り替えが進んでいるが、ヘルメット、車両等に担当者名掲示を実施している局所がある。カスハラ被害から社員を守るため氏名表示は行わないこと

III 人事評価に関する要求

- 1 非正規社員のスキル評価については、職種別のスキル評価シートに則った評価を行うこと。また恣意的な評価やあいまいな評価を行う管理者・役職者に対する研修を徹底すること
- 2 正社員の人事評価については、人事評価シートに則った評価を行うこと。また恣意的な評価やあいまいな評価を行う管理者・役職者に対する研修を徹底すること

IV 正社員登用に関する要求

- 1 アソシエイト社員転換後、2年で希望する社員全員を正社員にすること
- 2 正社員登用を大幅に拡大すること

3 登用にあってはWeb方式の試験を廃止し、公平・公正な選考方式とすること

V ダイバーシティ及びジェンダー平等の推進等に関する要求

- 1 生理休暇の取得率は女性社員全体の何パーセントになっているのか明らかにすること
- 2 アソシエイト社員が有給の生理休暇を取得できるようになったが、取得率は何%になっているのか明らかにすること
- 3 生理休暇については、一生理期につき2日間を有給の特別休暇として取得可能とすること
- 4 すべての女性社員が必要な生理休暇を取得できるよう、期間雇用社員にもアソシエイト社員と同等に有給の生理休暇を付与すること
- 5 生理休暇が取得しづらくなる一因として「賞与・昇給についての減算制度」がある。女性のみに不利益を与える生理休暇の「賞与・昇給の減算」をやめること
- 6 女性トイレ内にトイレットペーパーと同等に生理用品（ナプキン）を配備すること。また配備が行われるまでは、女性トイレ内に社員が生理用品を保管できる棚等のスペースを作るよう本社として指示すること
- 7 外務社員・渉外社員が生理による体調不良等を申し出た場合は、状況等に応じて生理休暇による帰宅指示または内務作業に従事させること
- 8 生理休暇に対する管理者の理解・認識が低いことから、現場の管理者の生理休暇への理解を深めるため部外のセミナー（花王(株)が展開する職場のロリエプロジェクトなど）等を利用した研修を定期的に行うこと
- 9 郵便・物流部門のユニフォームについては男女兼用サイズではなく、女性サイズ仕様のものを作成すること。また、雨具・防寒具等も同様とすること
- 10 女性ロッカーの点検は、いかなる場合も男性社員が行わないこと
- 11 労働安全衛生法に基づき、日本郵便には「快適な作業環境の形成を促進すること」が求められている。全国の事業所・郵便局舎において、トイレ・更衣室・休憩室・休養室については、同法の最低基準はもとより、安心して使用できる環境とするため男女別とすること
- 12 セクシャルハラスメント、パワーハラスメント等の研修についてはミーティング周知で済ませることなく、すべての社員に30分以上の時間を確保した研修を実施すること。とくに役職者・管理者の研修は徹底すること
- 13 チャイルドプラン休暇は、1年度内において社員の請求する継続または分割した30日以内の範囲で無給の休暇を取得可能とする就業規則の改正が行われた。チャイルドプラン休暇を有給とするとともに、アソシエイト社員に対して同じ内容の休暇を適用すること
- 14 更年期症状による体調不良を抱える社員への仕事との両立支援策として、特別休暇を新設すること

VI 労働安全衛生に関する要求

- 1 すべての期間雇用社員等が勤務時間内に定期健康診断を受けることができるように対策を講じること。なお、勤務時間内に受診できない場合は待機時間も含めて超勤措置を行うこと
- 2 2023年度の交通事故、労働災害の件数と詳細について明らかにすること
また交通事故、労働災害を減らすための防止策等について具体的に明らかにすること

- 3 パレットの落下事故について、2023年度の事故件数と詳細について明らかにし、防止策について徹底すること
- 4 赤色・黄色の鉄製パレットについては使用を中止すること
- 5 オーバースライダーに関してワイヤロープ等の消耗品の交換も含めて点検マニュアルを作成すること
- 6 交通事故等を発生させた社員に対し、当事者出席のもと「事故事例研究会」等を開催している。会社の説明によれば、「事故状況の共有化と交通事故発生させないための方策」としているが、当該社員にとって精神的な負担は凶りしれないものがあり、交通事故を発生させないための有効な研修とは言えないと考える。よって、事故事例研究会の開催方法について見直しを図ること
- 7 車両の更改について
 - (1) 自動二輪車の更改基準について明らかにすること
 - (2) 更改基準に達している車両について支社ごとの総数と割合を明らかにすること
 - (3) 電動バイクの配備状況(総数・配備率)、配備計画の進捗率及び今後の見直しについて支社ごとに明らかにすること
 - (4) 局舎事情により電動バイクが配備できない、または建て替え等の理由で配備が進んでいない局での車両の更改状況と今後の配備計画について明らかにすること
- 8 感染症対策について
 - (1) マスク・消毒液を配備すること
 - (2) 職場内での感染防止策を徹底すること
 - (3) 各局(事業所)の通用口に体温探知機を設置すること
- 9 熱中症対策
 - (1) ファン付きブルゾンを外務社員、内務社員(輸送・発着・ゆうパック作業等従事者)で希望する者に貸与すること
 - (2) 外務社員にコンプレッションインナーを複数枚支給すること
 - (3) 今後の暑さ対策の検討内容について明らかにすること

VII 事業に関する要求

- 1 郵便局等の設置に関してコスト面からの運営形態について見直しの実施が検討されているが、今後の郵便局ネットワークのあり方についてどのように考えているのか会社の見解を明らかにすること
- 2 今年10月からはがき、封書など、郵便料金の大幅な値上げが実施されるが、収益の上がない商品や企業等が差し出す広告郵便などの料金体系等を見直すことが必要であるとする。大口割引のあり方を含め郵便料金体系全般について見直しを行うこと
- 3 2022年10月から実施された土曜日配達休止や送達日数の引き下げによって郵便の遅れに対する利用者からの不満が高まっている。さらに今年4月から2024年問題で一部サービスレベルの引き下げが行われ、郵便料金の値上げはさらなる郵便離れを招くことが想定される。今後、公共サービスとしての郵便制度を維持・発展させていくのか、会社の見解を明らかにすること
- 4 政策的に低料金等でサービスを提供している第三種・第四種郵便は構造的に赤字となっている。政府による赤字分の補填なども含めて、どのように制度を維持していくのか制度の将来展望を含めて会社の見解を明らかにすること
- 5 不動産事業の将来展望について明らかにすること

VIII 郵便物流に関する要求

- 1 営業指標達成に向けて、自爆営業を誘発する管理者の言動や指導は行わないこと
- 2 ヤマト運輸との協業により物数増加を見込んでいるが、現在の要員不足を早急に解消した上で、2025年3月の全量引受まで先行して必要な要員を確保すること
- 3 土曜日配達休止、送達日数引き下げによる集配、郵便の業務運行について、問題点等どのように考えているのか明らかにすること。また郵便の遅れに対する利用者からの苦情についてどのような対策を講じていくのか明らかにすること
- 4 深夜勤務について
 - (1) 健康面から1勤務指定における深夜勤の回数制限と連続勤務の短縮を行うこと。現在、試行実施となっている勤務間インターバル制度を郵便局等に導入し、休息休憩時間の拡充を行い、深夜解放日の時間外労働は行わないこと
 - (2) 夜勤帯から昼間帯へ郵便物の流れをシフトし、深夜労働の軽減を図ること
 - (3) 健康配慮の面から50歳以上については、深夜帯勤務の選択制を導入すること
 - (4) 深夜勤従事者全員が無料で人間ドックを受診できるようにすること
- 5 拠点の処理能力強化として区分運送拠点の整備を行うとしている。拠点整備の内容や検討状況について明らかにすること。また、今ある地域区分局はどのように活用していくのか明らかにすること

IX 郵便窓口に関する要求

- 1 郵便窓口とゆうゆう窓口の一本化の状況について、実施内容、実施局数、今後のスケジュール、実施後の問題点について明らかにすること
- 2 窓口オペレーション改革について明らかにすること
- 3 営業専門人材の育成について明らかにすること
- 4 郵便、ゆうちょ、かんぽの営業目標達成に向けて、数字ありきの無理な営業や推進管理は行わないこと
- 5 窓口の昼休み休止の実施内容、実施時期について明らかにすること
- 6 リアルとデジタルの融合による窓口のあり方について明らかにすること

X 国際物流事業に関する要求

- 1 トール社買収後の国際物流事業は、エクスプレス事業を売却するなど赤字を生み出し、事業としては順調に推移しているとはいえない。今日までの国際物流事業についての総括を明らかにすること
- 2 今後の国際物流事業のあり方、将来展望について明らかにすること

以上